

寛容、世俗化、新たな形の宗教性

B. R. ウィルソン
Bryan R. WILSON

キリスト教の起源と非寛容¹

寛容と世俗化と新たな形の宗教性とは、宗教社会学や宗教史の枠内では概して相互に独立したものとみなされている。しかしながら、スケッチにしかなるまいが、私は、近年の西洋史　むろんそれはキリスト教史の一部をなしている　の過程という枠組の中でそれらの相互関係を描写してみたい。他の主要な諸宗教に比べれば、キリスト教が寛容に宗旨替えしたのは比較的最近のことである。今日、寛容が人権の一側面としてもはやされていて、主要なキリスト教会によって支持されているが、他方で、エキュメニカルな機関が創設された際にどのような制度として表現されてきたかを考慮すれば、過去のキリスト教の場合には、むしろ非寛容という強い底流があって、それがときには表立った流れとなってきたのである。対照的なことに、東洋の諸国では、ある信念体系の信奉者、より適切に言えば、ある儀礼体系の実践者、もしくは、特定の神性に帰依する人々は、他の実践を行う人々や他の存在を崇拜する人々と容易に共生したり許容したり関係を持ったりしてきた。実際、同じ人々がまったく自発的に、きわめて多様な礼拝活動に容易に参加することが可能である。これらの人々の場合には、宗教上の境界は浸透性があり流動的でさえある。つまり、多元主義が通例であって、あれこれの宗教集団で原理主義者が時折激増することがあったとしても、通例、寛容が一般化している。キリスト教の歴史的な遺産はこのような状況とまったく異なっていた。

当初から、それが生じてきた起源のさまざまな状況の帰結として、キリスト教は、敬虔な人々の共同体に確固とした境界を設定することに心を奪われていた。初期のキリスト教徒は種々の部族、人種、出身、社会、文化といったさまざまな由来をもった人々の寄せ集めであった。これらの同質的でない信奉者が存続可能な共同体にまとめ上げられることが必要とされ、そのためには、これらすべてのアイデンティティは、虚構の血族関係の原理に基づく友愛に対する超越的な主張と比較すれば、第二義的にしか重要でないとして格下げを要求された。つまり、信者たちは、同じ父親の霊的な子孫であると主張したので、自分たちのことを兄弟と呼んだのである。キリスト教徒は、究極的には他のすべての所属や忠誠の基盤を無視するようなアイデンティティを主張した。初期のキリスト教共同体が自ら選んだ境界は、キリスト教徒が他者とは別個の人々であるという超自然的な正当化に依存していた。

敬虔な人々の共同体の包括性は確かに、いかなる部族や人種や言語であってもすべてのキリスト教徒の寛容を意味したが、しかし、宗教の領域での寛容の含意は非常に異なっていた。キリスト教はまた、その宗教の柵を越えた人々の排除を意味した。キリスト教の神は、他の多くの神々のうちの「一柱」とみなされてはならなかった。キリスト教の神の崇拜は排他的な信仰であり、自らの枠内に他の神性を許容しなかったし、その枠外にある他のいわゆる神々に対する二重の忠誠も認めなかった。キリスト教徒の神は、特定のときにその神を自ら選んだ

人々によってのみ認められていたのにすぎないとしても、普遍的な神、唯一適格な神、実際すべての人類にとって唯一の神とみなされるようになった。

逆説的なことに、自ら選択し自発的な意志によって形成されているとするキリスト教共同体の性質そのものが、排他性の基盤となった。つまり、人々がいったんキリスト教の神に対する奉仕から自らを排除すると、そのことによってまた特権から排除されたり、キリスト教が支配するようになったさまざまな社会における承認を否定されたりさえした。実際、適切な宗教の選択は道徳問題となった。つまり、キリスト教信仰を選ばないことはそれ自体、神に対する罪となった。キリスト教徒は、またもやまったく逆説的なことに、自由とは奉仕、つまり神への奉仕であると主張した。このように、キリスト教における主意主義の原理は、選択があるにしても一つの正しい選択しかないという前提によって、妥協に基づいて処理されていた。自由はあったが、それは奉仕する自由でしかなかった。このような考察が後年、強制に屈服する選択に道を開いた。

しかしながら当初、無秩序になったローマ帝国の世界において、社会的アイデンティティの基盤として宗教を選択する可能性は、キリスト教のもう一つの特徴、改宗の勧誘を必然的に伴っていた。キリスト教共同体は確固とした境界を持っていたが、しかし、改宗者はいつも導き入れられた。それは、排他主義と普遍主義と改宗の勧誘の組み合わせが、キリスト教と以前に確立された信仰との重要な差異を確立したからで

ある。これらの信仰は民族的な起源を持ち、一つの地盤や部族、領域や民族の人々に限定されていた。キリスト教は唯一無比であると主張し、そして、その特異性、つまり唯一の真の神のもとで真理の独占権を所有しているという前提が、キリスト教が宗教的寛容の権限をもっているという観念を産み出した。この状況がキリスト教会をして信仰と実践の問題において厳格なアプローチをとらせることになった。教理が進歩的に体系化されるにつれて、また、それが初期の諸世紀の多様な概念や見解の混乱のうねりから形作られるにつれて、結果的に正統的な教義と実践を構成するようになったものからの逸脱は、他の非キリスト教的な宗教体系への献身よりも、なおさら厳しく検閲されることになった。キリスト教徒は民族、言語、文化、領土、政治的忠誠によって規定されなかったもので、彼らが告白した宗教信念が彼らのアイデンティティの本質的な試金石であった。彼らが自ら主張した神の子という立場は、ともかく、キリスト教徒が神の国の潜在的な市民権やキリストともに共同相続人であることに対するキリスト教徒の要求の基盤であった。こうして、キリスト教徒のアイデンティティは、他のすべての単なる世俗的な結社や所属や忠誠を超越した。

まさしくだれが真の神の子であるかを決定する境界を確定することへの関心が、正統信仰から何らかの程度で逸脱した人々に対する激しい非難に至った。トマス・アクイナスは権威と考えられるかもしれない。ユダヤ人の信仰がキリスト教の先駆となり、それを予示していたので、ユダヤ人が固有

の儀式を行う限定的な寛容を正当化する一方で、アクイナスは、キリスト教徒であると称しながら信仰と秩序に関してどんな些細な点でも教会の権威を否定する人々に対してはいかなる寛大さをも否定した。

たとえ、教会の態度が実際上いかに変わったとしても、つまり、カトリックの国々においてさえ世俗的権威に対する教会の影響の明らかな減少（完全な除去では決してないにしても）を表す変化であったとしても、アクイナスと異端審問は、寛容に関するローマ教会の伝統的な立場を代表しているにちがいない。また、開かれた聖書へのコミットメントには自由が潜在しているという示唆があったにしても、宗教改革は寛容の原理を肯定しなかった。ルターは1525年にミサが冒瀆であると宣言して、寛容に向かうとみせていた初期のそぶりを取り消した。そして、ツヴィングリもまた、チューリッヒの再洗礼派との取引の際に、彼が以前に表明したさらに寛大な態度を放棄した。

寛容の確立 世俗化過程と世俗国家の出現

そうであったとしても、寛容がそれ自体は限定された認可にすぎないことは明らかになったはずである。それは信教の自由を公言することではない。それが意味しているのは、禁止や迫害の欠如だけである。それは、権力を享有する人々による、それから除外された人々に対する譲歩である。寛容の政策は、宗教的実践が公共領域に生じ、政治的権威が宗教的正統教義を支持し保証するという前提を支持する。寛容の原理が宗教的多元主義の受容にまで拡張されるま

ではかなり時間がかかったし、その原理がさらに一般的な許容性にまで進化するまでにはさらに時間がかかった。キリスト教会の抜きがたい不寛容を確かに提供したものは、宗教的な意見の相違自体がより一般的なものの前兆であり、潜在的にはさらに顕在的に政治的な形での不一致であるという前提であった。現代の社会学者がときとして論じてきたように、社会的凝集性は、価値のコンセンサスによって強化され、価値のコンセンサスは 宗教的一致が存在するかぎり 宗教の機能として受けとめられた。16～17世紀ヨーロッパの為政者たちは共通の宗教を民衆に強要しようとしたが、それは、彼らはその政策が社会的連帯を確保する最善の保証であると考えたからであった。しかしながら、二つの発展が寛容の確立に貢献した。つまり、世俗化過程という寛容と関連した現象と、明確に世俗的な国家の出現である。

世俗化とは、宗教的信念、宗教的实践、宗教的制度が社会組織の機能作用に対して意義を失う過程である。最近のことに関していえば、現代の社会組織の構造分化の過程が世俗化のもととなっていたと言えるかもしれない。構造分化とは、ますます自立的になって個別化したさまざまな制度的秩序 政治形態、経済、防衛、司法、教育、健康管理、最近では社会福祉、レクリエーション、つまり、近代国家の大きな諸部門の出現のことを意味する。これらの領域のすべては、産出的で社会化する役割をもった家族の調整とともに、かつては宗教の統轄下にあった。こうして、中世ヨーロッパでは、教会が農業実践を指図し、手工

業や商取引の条件を統制し、さらには、何が法であり罰であるべきかを規定し、娯楽の形態を管理し、そして、中世が終わってからも長きにわたって、聖職者は大きな政治権力を行使し、事実上、教育を独占していた。宗教的に受け容れられた道徳的権威よりもむしろ、技術的能力に対する要求に依拠する専門機関がますます発達するにつれて、宗教的な支配は次第に放棄されていかなければならなかった。

社会的凝集性が宗教の一次機能であり、そして、宗教的コンセンサスに依存しているという前提は、宗教的少数者や、つまるところ反聖職的な少数者の権利が、たとえ限られていたとしても次第に認められることによって次第に浸食されていった。少なくとも、キリスト教の現象やヨーロッパでの現象の場合には受け容れられたこの理論は、新種の政治形態つまりアメリカ合衆国の政治形態の創造 最初の世俗国家 から致命的な一撃を見舞われた。米国は移民、つまり多様な文化や言語や宗教の多くの移民が植民してできた国であった。ヨーロッパから移住した人々の多くは実際、宗教上の亡命者であって、多くの場合宗教的一致を強要される圧政から逃れようと試みたのであった。マサチューセッツ州の清教徒、ロードアイランドのパプティスト、ペンシルヴェニアのクエーカー、メリーランドのカトリック、さらには、ドイツやオランダのさまざまなセクト とりわけ敬虔主義者、再洗礼派、モラヴィア兄弟派、メノー派 がさまざまな州に散らばっていたが、ヴァージニアとカロライナのようにその大部分が国教会の信者からなる難民でない

人々もいた。もしこれらすべての宗教的に多様な諸州が、新たな世界社会のうえに安定した連邦を形成するはずであるとすれば、宗教的寛容と、宗教的でないコンセンサスが社会的凝集性の基盤にならなければならない。

ある意味で、アメリカでは宗教上の一致よりも高次の原理が発見されたと言えるかもしれない。アメリカ人は、寛容の原理が、それほどにも多様な新たな国民が団結する唯一の基盤であることを認識するようになった。これに代る選択肢として予見されるのは、恒常的な分割とおそらく社会的葛藤であった。その必然的帰結は宗教の相対化であるとともに、最初に公式の国教を作った諸州の場合には公式の国教の廃止を意味した。いずれか一つの宗教によって宣言された真理よりも高次の原理、つまり寛容の原理が存在することが、この発展の中に潜在していた。宗教的多元主義は新しい規準となり、寛容は、アメリカの中に作り上げられた新種の国家の根本的な関心事となった。寛容は、同意しない人々に対する国家の強制力の公使に基づく制限という否定概念ではなかったが、しかし、「寛容」のもともとの譲歩がふつうヨーロッパで必然的に伴っていたのはそのような否定概念であった。アメリカでは、さらに多くのことが意味されていたが、それはつまり、あらゆる宗教の人々が各人各様に礼拝したり説教をしたり改宗の勧誘をしたりする平等の権利であった。

デノミネーションの成立

この過程はまた、明らかに世俗化への大規模な譲歩であった。なぜなら、すべての宗教の平等に資するためには国家が必然的に世俗国家でなければならなかったからである。寛容に基づく国家を創造することによって各々の特定の信仰は下位の領域に追いやられた。各々のセクトが地位を向上させる見込みがあり、他の宗教的デノミネーション（教派）と同じように平等を当然分け与えられているはずである。それと同様に、各々の自画自賛的な教会は、それが神の唯一の真の教会として真理を独占する権利を所有しているという伝統的な主張に対して、少なくとも暗黙のうちにその主張に挑戦する他の信仰が存在することを、いまや暗に受け入れなければならなかった。こうして、キリスト教の宗教組織のパターンに対するアメリカ独自の貢献が産み出された。つまりそれはデノミネーションであり、制度化された教会と周辺化されたセクトという旧来の概念の中道 *via media* である。それ以来、すべてのキリスト教組織は、権利と便宜の点で潜在的に平等になった。世俗国家の機能として含まれる相対化する効果とはこのようなものであり、それは、起源や古さを問わずすべての諸宗教に対する倫理的な仲裁者として法の下にある機関として活動するのである。ヨーロッパの場合、寛容が宗教団体に対して達成されたのは徐々にでしかないし不均等であったが、寛容の初期の立法や表明のなかには、必ず宗教的な逸脱を迫害する国家の力を差し控えることが含まれていた。

われわれは、寛容が与えるものが完全な信教の自由ではないことを指摘してきた。それは、法の下での諸宗教の平等や市民社会の働きにおける諸宗教の平等を意味しない。それは単に、存在して自らの信仰を实践するという法的権利が宗教的少数派へと拡張されたにすぎない。当初、この権利は一般に、法人的集団としてのそれらに与えられた。ちょうど、国教会や優先権を与えられた教会が享受していたのと同等の権利や特権が認可されたわけではなかったのと同じように、それは、いかなる方法でも場所でも時間でも好きなように宗教を説いたり実践したりする権利ではなかった。一般に、逸脱した少数派は特定の限られた条件の下でのみ、自身の信念や実践にしたがって教える許可を得る特権を与えられたが、承認が与えられたのは、別個の法人的集団としての少数派に対してであった。キリスト教において意見の相違が何らかの程度で許容される以前に、何世紀にもわたってヨーロッパでユダヤ人のために結ばれ、また、オスマン帝国のイスラム教支配下でユダヤ人とキリスト教徒の共同体のために結ばれた協定とは、そのようなものであった。国家や支配的宗教の権威はこれらの異郷の宗教文化が存在していることを認めたが、しかし、その理由は、それらの少数派の宗教に属した人々が、独自の文化を持ってその成員に社会的支配を及ぼしている法人的共同体の枠内に包括されているという独特な前提に基づいてのことであった。個人の良心の自由に対する権利は認められていなかった。そのような少数派集団が限られた権利を与えられたとき、そのときに広く行き渡

っていた状況は、宗教的多元主義と評されるだろう。

しかしながら、状況には流動性の要素がつきものである。近年、個々人が自らの家族や共同体の宗教を継承することが圧倒的なほどになっているが、キリスト教はいつも、個人が自らの宗教をあえて選択しているという前提をはぐくんできた。キリスト教はまた排他主義的な宗教でもあったので、さまざまなデノミネーションは、他のデノミネーションを、真理を外れた詐欺師としてでないにしても競争相手とみなして、少なくとも当初は、排他主義的になりがちであった。キリスト教は改宗の勧誘に熱心であったので、さまざまなデノミネーションもまたそうであった。表立ってであろうとなかろうと、それらは互いに競合していた。多元主義は分裂を内包しているので、宗教が社会的政治的影響を喪失したり、その潜在的な分裂の可能性が国家の政治形態から分離されたりするときにはじめて、異なる信仰の権利の平等や近似的平等を十分に制定することができよう。

しかしながら、分裂の本質的可能性よりも重要なのは、多元主義が暗に暫定的な段階でしかないという事実であった。個々人は自らの信仰を選ぶかもしれないし、デノミネーションは排他主義的であり、改宗の勧誘はキリスト教のふつうの営みであるので、さまざまな法人集団の多様な実践に対する寛容は、結果的に信仰の個人的選択に対する寛容がますます増大することを必然的に伴うにちがいない。その道は個人の権利をさらに認めることに対して開かれていた。少なくとも長い伝統を持った先進的な

国家や社会の場合、社会生活の法人的性質は近年解消する傾向にあるが、それは、地域共同体、地方文化、国民性、民族性が個人にとってのアイデンティティを肯定する意義を失ったためである。同時に、いわゆる消費社会が出現した。これは、選択の自由 商品やライフ・スタイルさらには宗教の選択 を強く強調する社会である。消費社会の場合、宗教法人の共同体に付随していた権利が個人にまで及ぼされ、こうして、個人はまずある集団に属してから次に他の集団に属すことを選ぶことができるだろうし、宗教集団にまったく属していないのに、その個人自身の私的な宗教信念を採用することもできるのである。このような宗教の私事化過程は、寛容が拡張され次第に個々人の宗教的自由にまで展開したときに可能になった。

多元主義と私事化

それから、われわれは、部分的には続いて起こり、部分的には時間的に重複する二つの現象、つまり、多元主義と私事化という現象を区別することができる。少なくともヨーロッパにおいては、そのどちらもが、おそらくまだ十分な表現を獲得していないし、各々の効果が引き続き現れつつある。ヨーロッパの多元主義は、米国から19世紀の初期以来輸入された豊富な宗教運動によって大いに促進された。最も大きな国際的なセクト団体 モルモン教徒、セヴンデイ・アドヴェンティスト、エホバの証人、クリスチャン・サイエンス、さまざまなペンテコステ派 はすべて米国出身である

が、米国出身のものはこれらに限ったものではない。こうした宗派は、米国で獲得した自由と同程度の自由をヨーロッパの諸国から要求するようになり、ある場合にはそのキャンペーンさえ行っている。

これらのさまざまな団体は「伝統的な」キリスト教的セクトと称されるかもしれない。つまり、それらのセクトは、教理や実践がキリスト教徒の多数派とは異なっていたとしても、それらのキリストに対する忠誠を肯定するキリスト教の遺産を要求するのである。それらは、叙階された聖職者の観念を拒否したり、キリスト教の儀式の秘跡としての性格を否定したり、儀式そのものを拒絶するかもしれない。それらは、一般的な社会交流から遠ざかったままでいるかもしれない。政治活動（軍隊への入隊を含む）に参加することをまったく否定するかもしれない。エキュメニカルな努力に参加することをまったく拒絶するかもしれない。あるいは、場合によっては、地域的に隔離された自らの共同体に引きこもるかもしれない。それらの各々ほどの程度の社会的分離を採用するかに応じて、厳格さの程度はちがうにしても、自発的に採用されたユニークな文化を持っている。こうして、信教の自由に対する彼らの要求は、礼拝と表現の自由に対する権利以上のものを伴いがちであり、兵役義務、陪審員としての奉仕、子どもに対する性教育の義務の免除、社会福祉的な協定において貢献者となることも受益者となることも拒否する権利、処方された一定の医療上の治療を拒否する権利などなどの国家に対する一定の義務からの免除を選択する権利を含むことがある。

クエーカー、バプティスト、ユニテリアン、ソツティーニ教徒²といった少数派は、長年、劣った人々にのみ似つかわしい劣った宗教として主要な教会から侮蔑されてきたが、それらが良心の自由、私的判断の権利や自発的教会といったもっともラディカルな原理を採用しているのは、キリスト教の見解の不一致を代表する初期の実例となっている。結果的にこれらのセクトが要求したのは、国家が宗教的多元主義を制定して、普遍主義的な倫理を信奉するということであった。逆説的なことに、これらの要求は彼ら自身の特殊主義的伝統の擁護とは対照的なものであった。

しかしながら、多元主義は、法のもとでの諸宗教の平等を必ずしも意味しない。その原理は米国では妥当するかもしれないが、しかし、「法によって制定された」英国教会という一つのデノミネーションしか存在しない英国では同じ原理がしばしば肯定されるが、にもかかわらず差別が支配的であり、法的に支持されていることは明白である。少数派は地方の課税から自動的に免除されず、ふつう免除措置を嘆願しなければならない。キリスト教の枠を超えると、英国の冒洗法はキリスト教信仰のみを保護し、何百万ものユダヤ教徒やヒンドゥー教徒やムスリムやシーク教徒の移住者を保護しない。

多元的状況がさまざまな宗教集団に与える限定された平等は、宗教的私事化の過程によってある面で拡張されるかもしれない。第二次大戦以来、国際機関　なかでも国連、欧州会議、ヘルシンキ講和条約　は信教の自由という一般的な権利を含む人権を肯定する宣言を行った。これらの決意の

圧力は、先の東欧圏諸国（ギリシア正教やカトリックのキリスト教徒がほとんど寛容を与えられていない）にとりわけ向けられていたのかもしれないが、しかし、これらの宣言の1つの効果は、西洋諸国で少数派の信教の自由に対する要求を拡張することであった。しかしながら、これらの権利は、教会や法人と同じくらい個人に関連した用語で表現されている。それからこれは単に、宗教共同体が自分自身の実践に従事し、自身の信仰を広め、自身が受け取った文化を永続させるための等しい権利を認めるだけのものではなく、それはまた、今日の文化的な風潮ではおそらくさらに重要なことに、今日の社会において利用可能ないわゆる精神的な機会のいずれをも自由に探求したり採用したりする個人の免許証でもある。

私事化の代償はもちろん、法人的な宗教文化的な生活の潜在的な損失である。個々人が、キリスト教の枠内で支配的な、自発的な宗教的デノミネーションに組み入れられたり、例えば、正統派のユダヤ教徒やムスリムのように民族的に確立された集団に所属したりしたとき、また、これらの少数派が外国の寛容な制度のもとに居住しているとき、彼らの宗教信仰を庇護し、継承したり採用したりした霊的伝統の伝達を可能にする手段が存在する。宗教は共有財産である。しかし、いったん法人への忠誠が独立した個々人の私的判断と置き換えられれば、特徴ある文化の有意な側面が失われがちである。そのような法人的な支持がなく、かつて宗教信念と実践にとってもっとも特徴的であったものは、平等な宗教的権利を与えられたときにはまもなく脅威にさらされ、

もはや伝統を収容し培う集団には基づかなくなる。それは寛容そのものの延長としてよりも、個人の人権の適用として別々の個人に基づくのである。こうして、宗教とみなされるものはさらに流動的になり、共有された経験や価値にあまり基づかなくなり、すべての伝統的な宗教体系の無時間的な要求を特徴づける過去への参照を欠くことになる。その過程の頂点は、12年以上も前の米国の世論調査に明らかにされている。つまり、回答者の約80%が、「個人はいかなる教会やユダヤ教会堂からも独立した、自分自身の宗教信念に到達しなければならない」という命題に同意したのである。

私事化は、宗教が多元主義の状況においてさえも存続し続けるとき、宗教の昔日の機能を軽減する。多元的な文脈において、宗教は、一定の国家組織の枠内に全般的な社会的凝集性を提供するのでないにしても、少なくともいまだに集団のアイデンティティの強化を提供し、個人が人生を営む法人的な道徳的枠組みの維持を提供するかもしれない。私事化が生じるにつれて、集団に対する執拗な忠誠が宗教の根本的な性質であるとはもはやみなされなくなる。その代わりに、宗教的コミットメントは自発的な消費者選択に関わる問題となる。資本主義制度の極み 放任の原理に従って組織化された開放経済における自由な選択 は、霊性の分野にその適用を見出す。宗教は、もはや受け容れられた伝統や継承された集団の民俗でも特定の教理や倫理的規定の問題でもなくなり、開かれた選択になる。選択はかつて異端の印であった。いまや選択
そして選択の帰結としての変化 そ

のものが新たに宣言された正統教義となる。そのような状況下では宗教そのものがさらに自由論者的になる。自由な選択を与えられた個人は、重い義務を担った霊的体系よりも、もっとも大きくて迅速な利益を提供するものを選びがちである。禁欲的な自己否定のための制約や規定の精巧なパターンを張り巡らす信仰を選ぶ可能性は少なく、自由や機会の哲学を好む可能性の方が高い。

主流文化の制度的変容

こうして、人々がより直接的な満足の提供、正当化の約束、自己満足の正当化、治療、個人の潜在的な可能性の涵養、自堕落の正当化などの提供を拾い上げるとき、過去にさまざまな程度の有効性を持ち、宗教的エトスの内容を構成していた一群の文化的禁止事項が浸食されてくる。このように、私事化は、あまり制約のない社会的態度に道を開き、古代的伝統的宗教体系が一般に採用してきたタブーや禁止からの解放にも道を開く。障害が産み出されるのは、個人的霊性と個人的道徳性の間、また、宗教的信念・実践と機能的な共同体の生活様式の間である。

概して、個人的な好みが宗教的な真正性の基準となり、一回限りの宗教的コミットメントの選択だけでなく、それには複数回の選択をする可能性も伴っている。変化が第一義的な価値を持っている社会に育った人々にとっては、繰り返し起こる宗教的な変化やコミットメントの移ろいやすさが生じる可能性は本当にある。

これらの新たな運動の多くは、比較的古

い宗教上の教えだけでなく、宗教上の結社の古い形態をも否認する。それらは、集合的構造や改宗的構造をさほど必要としていない。効果的な集団統制は存在しないかもしれない。伝統的な正統教義とは対照的に、宗教は、義務、社会、市民の責務といった事柄であることを止めるばかりでなく、集団のアイデンティティや凝集性の表現であることさえも止める。初期のセクト主義のパターンとは対照的に、これらの動きによって包括されたような宗教は、もはや徹底的な献身に関わる問題ではなく、むしろ断片的な活動であって、日常生活の過程にある多くの追求のうちの一つでしかない。人間の潜在能力開発運動は、ビジネスの組織や教育課程の線に幾分沿って緊密に組織されている。それとは対照的に、ニューエイジ運動は、あまり明瞭には構造化されておらず、多くの場合、不定形で緩く結び合わされた結社をなしている。しかしながら、どちらの場合にも、礼拝する共同体の維持にはあまり関心がない。実際、共同体の概念がコミュニケーションへの関心に道を譲るのである。コミュニケーションは、コミュニケーション・ネットワークとして機能している新たな運動の多くにとって強調の焦点となっている。この段階の宗教は、形成したり社会化させたりする機関であることを止める。サイエントロジーのように合理的に構造化された組織であろうと、さまざまなニューエイジや、オカルト、異教、魔術崇拜などに緩やかに所属している参加者の不定形のネットワークであろうと、新たな運動は互いに異なっていて、新種の霊的な冒険や現代のグノーシス主義と呼ばれ

うるかもしれない。それらが形作っているジャンルは、社会がふつうの意味で「宗教」であると進んで認知できることの限界に重い負担を強いるかもしれない。

多元主義が提示する比較的直截な多様性さえも、既定の文化の凝集性を脅すように思われるかもしれない。土地固有の母集団は、彼らが民族のアイデンティティの基盤として社会的文化的統一とみなしてきたものの断片化と受けとめたものに憤慨したり、少なくとも残念に思うかもしれない。寛容は最良の自由主義的な原理に順応する人道的な理想として信奉されるだろうが、宗教的信念と道徳的実践のさまざまなパターンの拡散の結果、それは市民の共通の権利や義務に対する攻撃であるように思われることもあろう。さまざまなプロテスタントのセクトは、ヨーロッパ諸国で何らかの形で義務となっている礼拝からの免除を要求しただけでなく、兵役、国家の象徴に対する敬意、陪審員の義務、通常教育上の必須科目に対する一致の免除をも要求した。そうした要求は、彼らの市民権はこの世のものではなく、世俗的権力には従わないという主張をもっていたためなされたものであった。彼らが市民的な関与を回避することはまた、ときとしてあたかも「汝よりも聖なり」と宣言しているかのように、セクトのメンバーが責任を逃れているのに、自分たちは社会の機能に寄与する重荷のすべてを背負わなければならないのかと疑問を抱くふつうの市民から、あからさまであろうと潜在的であらうと敵意を呼び起こすかもしれない。

しかし、多元主義に対する応答は、正統

派や世俗化した多数派をいらだたせる、ふつうの市民的責務からの免除の要求とならんで、アンビヴァレントなままであるが、人権に対するセクト信者の寄与をなしているにちがいない。

また、人はさらに、自由権が許可制になるのはいったいいつなのかと問うかもしれない。ある文化の伝統的な支柱の一つを脅かすものと受け取られる可能性がある宗教的多元主義と私事化に直面して、現代社会はその文化的遺産を守るためにいったい何をすべきなのか。文化の統合性が維持されなければならないという一般の要求がいまだに存在しているのか。ミット³の組織のように多元主義が機能しているかぎり、多数派の文化は脅威をほとんど経験していないと受け止められるかもしれない。しかしながら、少数派が一般の社会生活に参加して特別な要求を提出するとき、すべてが変化する。こうして、シク教徒は英国において、すべてのバイク運転者と同乗者が危険防止用ヘルメットを着用しなければならないという通常の公共安全規則からの免除を得ることに成功した⁴。ムスリムは、公の費用のもとで隔離された学校教育を望むだろうし、仕事場で頻繁に祈るために特別な施設や譲歩を望むだろう。彼らやまた他の人々は、公共機関では特別な食事の支給を要求するだろうし、あるいは、儀式に則った方法によって動物の屠殺より人道的な技法を維持しようとする人々を不快にさせる実践をするための特別な設備を要求するだろう。他の集団は、認可されていない治療的实践を促進しようとするかもしれない。ある宗教的少数派が一夫多妻制を実践する権

利を確立し、一夫多妻の扶養家族や未亡人に対する国家の支援の利益を得るように、あるいは、子どもに見合い結婚を強いる権利や児童との結婚を契約する権利を確立するために運動することは想像に難くない。アメリカ先住民教会のように、ラスタファリ教会⁵は、薬物の使用を禁止する法律からの免除を求めるかもしれない。可能性は数多くあるが、しかし、異教の実践に取り組む自由を求めるこれらすべての主張に直面して、究極的には、社会が法の統一的な性質をどの程度まで譲渡することができるかと問われるようになったり、たいていの場合、宗教上の理由で、市民の義務や社会的統率のために必要と考えられていることに例外を認めることができるかという問いがわき起こったりするにちがいない。

現状では、国家はそのような事柄すべてにおいて少数派に自動的な均等待遇を認めるわけではない。さまざまな国々では、親が宗教上の良心に基づいて反対したとしても、医療上適切と認められるときには、エホバの証人の子どもたちに強制的に輸血が行われる。離婚しようとしている夫婦が子どもの親権を争う場合、片親が逸脱的なセクトの信仰をもっているだけで、そのような信仰を口実にしてその親が親としてあまり適格でない人物であるという偏見を法廷に抱かせてしまうかもしれない。過去2~3年の間に、フランス、スペイン、アルゼンチン、オーストラリア各国政府当局が薄弱な根拠に基づいて、愛の家族（かつては神の子どもたちと呼ばれていた）として知られているセクトで児童虐待が行われているという嫌疑を抱いたことがあった。その際、

彼らは、子どもたちをとらえて政府の保護センターに収容するため、警察が早朝に強制捜査をすることを正式に認めた。これらの事例はすべて多様な解釈が可能であるが、しかし、多元的な現代社会の枠内において、宗教的な少数派と伝統宗教によって維持されている文化との間には境界があり、それが不安定であることの実例となっている。

おわりに

法にさまざまな規定があり、裁判官や行政官によって態度や権力の掌握が多様であることは、今日の宗教性がどの程度の範囲を持ち、多様であるかということめぐって、少なくともかなりの数の旧来からの住民に両価的な態度や不安感が広がっていることを示している。そのような問題は政治家の関心事の前面に出てくることはないが、實際上、一般大衆を分断して不安にさせるのである。そして、フランス、ドイツなど、いくつかの国々には、宗教的少数派の活動に対し監視活動を続ける任務を与えられた政府機関が存在する。何らかの形で暗黙のうちに問われる問いは、人々はいかなるものであろうと自らが好む宗教を实践し、他者に改宗の勧誘をすることが認められるべきかどうかということである。統一教会の信者、ハレ・クリシュナの信奉者、ブランチ・デヴィディアン、サイエントロジーの信者、愛の家族、新異教徒、オカルティスト、悪魔主義者は、総じて主流の伝統教会の信者と等しく、さらに活発に自らの信仰を实践し、勧誘して回ることを保証する権利を有しているのか。信仰に新たなスペクトル

があるとして、どれほど平等が認められるべきなのか。

しかしながら、もしこれらが社会的な凝集性と民族文化の統一性の多元化がもたらした今日の結果であるとすれば、宗教の私事化に由来する猛攻撃はいかばかりであろうか。社会的に多少なりとも境界線が引かれ、内的には自己制御的な多様な別個のセクト文化は、古くから確立された多元主義を特徴づけ、今述べたより統合された新たな運動の形で継続するが、そのようなセクト文化の代わりに、さらにラディカルな私事化現象が宗教の発展の明らかに自由思想的な段階を記す。宗教は私的な事柄になり、社会的統制を離れ、文化的な含蓄をはぎ取られ、制度的な文脈から解き放たれ、昔日の社会的機能から解放される。そのような状況において、社会の伝統的な宗教的遺産に身を任せている人々は、いかにして自らの信仰を守ればよいのだろうか

何かあったとして、どれほどの特権を彼らは正当に要求し続けることができるだろうか。そして、究極的には、その正当性がいかにしてだれによって吟味されるだろうか。例えば、19世紀には政府も議会も遅々として進まず、それらにとって宗教は重要な関心事であることをやめてしまった。何かなされるとしても少しかなされないだろうし、少しずつなされるだけであろう。そして、いずれにしても、歴史的なキリスト教の遺産は、いまや選択の自由という近代の支配的なイデオロギーの攻撃に直面しなければならない。現代の私事化、個人化、消費者中心主義、自由放任道徳などによって選択の自由が宗教にとって何を意味

するにしても。

訳註

¹ 本稿は、ブライアン・ウィルソン教授が南山宗教文化研究所において1987年11月17日(月)に行った懇話会の原稿をもとにしている。今回、『南山宗教文化研究所研究所報』に掲載を許可して下さった同教授に感謝したい。また、ウィルソン教授の講演を可能にし、さまざまな便宜を図って下さった中野毅教授(創価大学)に感謝したい。原文に註と小見出しはなく、邦訳者が適宜これらを付した。

² ソツツイーニ(Fausto Sozzini) (1539-1604)はイタリアに生まれた反三位一体論的立場の神学者であ

り、彼の信仰を信奉しているのがソツツイーニ教徒である。

³ オスマン帝国において公認された非イスラーム宗教自治体。オスマン帝国では、異郷の伝統が許容されていたが、隔離されていた。

⁴ 宗教上の理由から男性のシーク教徒は頭にターバンを巻いているため、ヘルメットをかぶることは不可能である。

⁵ かつてのエチオピアの皇帝、ハイレ・シラシエを救世主と信じる宗教。

ブライアン・ウィルソン
オックスフォード大学名誉教授
[邦訳・渡邊学]